ふっさ 広報
No.647
平成15年（2003年） 9月15日
発行/福生市　編集/総務部秘書広報課　〒197-8501 福生市本町5　☎042-551-1511（市役所代表）
福生市のホームページ http://www.city.fussa.tokyo.jp/

市の人口と世帯数（平成15年9月1日）現在

区分		住民基本台帳	外国人登録	合　計
人口	男	30,274	1,112	31,386
	女	29,488	1,166	30,654
	計	59,762	2,278	62,040
世帯数		26,625	1,249	27,874

今号の主な内容

入札結果公表 …… 2面
まちづくりフォーラムを開催して … 3面
介護予防と生きがいのある生活を支援 … 4面
福祉まつり２００３ …… 5面
生涯学習ガイド（スポーツ） …… 6面
生涯学習ガイド（講座・教室） …… 7面
保健ガイド …… 8面

ごぞんじですか？ ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

問合せ 児童福祉課 児童保育係

ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童のいるひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）

対象
◇ひとり親家庭の母または父
◇両親がいない児童などを養育している養育者
◇ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童
※所得制限があります。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象 中学生以下の子どものいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭
◇ひとり親家庭となってから2年以内の場合
◇小学校低学年以下の児童がいる場合
◇親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合
◇親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
◇日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
◇技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

派遣回数 いずれの場合も月12回まで

派遣時間 午前7時から午後10時の間の1日8時間以内とし、1時間単位で2時間以上8時間まで派遣

援助内容 ▽育児▽食事の世話▽住居の掃除・整理整とん▽被服の洗濯・補修▽その他必要な用務
※所得に応じて費用負担があります。

ひとり親家庭家賃助成

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭で、次の要件に該当する場合に家賃の一部を助成します。
◇市内に引き続き3年以上居住していること
◇民間の共同住宅などを借り、その家賃を支払っていること
◇前年の収入が、生活保護法に基づく保護基準の1・5倍以内であること。
※ただし、次のような家庭は対象になりません。
▽現在、家賃が6，000円未満の家庭
▽現在、生活保護法を受けている家庭
▽現在、公的資金による住宅、社宅などに居住している家庭

助成額 申請の日の翌月分から月額6，000円

ひとり親家庭休養ホーム

東京都のひとり親家庭休養ホーム事業を利用（宿泊施設に限ります）されたひとり親家庭に対して、市独自に宿泊費用等の一部を助成します。

利用回数 1人当たり1年度2回（泊）まで

助成額 1人当たり（3歳以上）1泊につき3，000円

東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

資金の種類 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

児童扶養手当

支給対象 18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者
◇父母が離婚した児童
◇父が死亡または生死不明である児童
◇父が重度の障害を有する児童
◇父が1年以上拘禁されている児童
◇父に引き続き1年以上遺棄されている児童
◇婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額 申請の日の翌月分から

児童1人目
全部支給→月額42，000円
一部支給→月額41，990円から9，910円までの所得に応じた額

児童2人目
月額5，000円加算

児童3人目以降
1人につき3，000円加算
支給額は10月より改定される金額です。
※所得制限があります。（児童の父から受ける養育費の8割も所得に算入されます）

児童育成手当（育成手当）

支給対象 18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方
◇父または母が死亡した児童
◇父または母が生死不明である児童
◇父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
◇父または母が1年以上拘禁されている児童
◇父または母が重度の障害を有する児童
◇父母が離婚した児童
◇婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額 申請の日の翌月分から児童1人月額13，500円
※所得制限があります。

～ひとり親家庭のみなさんへ～

夢いっぱいのディズニーランドで楽しい一日を過ごしませんか！

日時 10月25日㈯午前7時出発
行き先 東京ディズニーランド
定員 先着90人
対象者 18歳以下の児童とその親
参加費 大人1人4，000円、子ども1人3，000円
※10月25日現在3歳以下の幼児は無料
申込み 9月24日～10月1日（日曜日、祝日を除く）午前9時～午後5時までに参加費を添えて、社会福祉協議会（福祉センター内☎552・2121）へ。